

船舶事故等調査報告書

平成26年6月26日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2013横第118号
事故等種類	乗揚
発生日時	平成25年8月16日（金） 15時45分ごろ
発生場所	千葉県富浦湾 千葉県南房総市所在の富浦港西防波堤灯台から真方位322.5° 1,800m付近 （概位 北緯35°03.2′ 東経139°48.6′）
事故等調査の経過	平成25年8月19日、本事故の調査を担当する主管調査官（横浜事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報	
船種船名、総トン数	モーターボート アイリーン Rene、25トン
船舶番号、船舶所有者等	142011、川一産業株式会社
乗組員等に関する情報	船長、一級小型船舶操縦士 操船者、一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定
死傷者等	なし
損傷	左舷プロペラ及び舵板に破損等
事故等の経過	本船は、船長が1人で乗り組み、操船者ほか同乗者3人を乗せ、京浜港横浜第5区（以下「横浜区」という。）のマリーナに帰るため、操船者が、フライングブリッジの操縦席に立ち、手動操船で操船し、本船の近くを航行する同航船と共に富浦湾を約14ノットの速力で北北西進していたところ、平成25年8月16日15時45分ごろ南房総市富浦漁港北西方沖の暗岩に乗り揚げた。 船長は、機関室の約半分が浸水していることを認め、118番に通報して海上保安庁へ救助を求めた。 同乗者3人は、本船付近を航行していたモーターボートに救助され、横浜区のマリーナまで搬送されて同マリーナで下船した。 船長及び操船者は、来援した巡視艇に乗船して調査を受けた後、マリーナの救助艇で横浜区のマリーナに戻った。 本船は、沈没し、引き揚げられた後、廃船処分にされた。
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南西、風力 3 海象：海上 平穏、潮汐 下げ潮の中央期
その他の事項	本船は、GPSプロッターを備えており、画面に浅所が表示されていた。 船長は、出発時に操船者を操船に当たらせ、揚錨機の作動状態を確認しながら、揚錨作業を行った後、フライングブリッジの中央で見張りに当たり、航行の安全を確認した後、操船者と操船を交代する予定

	<p>であった。</p> <p>操船者は、本事故発生場所付近に浅所があることを知っており、マリーナに帰るときは富浦沖灯浮標を左舷方に見て航行していたが、本事故当時、本船がいつもの航行経路より少し東側を航行していた。</p> <p>操船者は、付近の同航船が気になっており、GPSプロッターで船位を確認していなかった。</p> <p>操船者は、本事故後、海図及びGPSを活用して操船していれば、よかったと思った。</p> <p>操船者は、船長の経験が約10年あった。</p> <p>海図W55によれば、富浦漁港北西方沖には赤根などの浅所があり、暗岩が存在している。</p>
<p>分析</p> <p>乗組員等の関与</p> <p>船体・機関等の関与</p> <p>気象・海象の関与</p> <p>判明した事項の解析</p>	<p>あり</p> <p>なし</p> <p>なし</p> <p>本船は、富浦湾を北北西進中、操船者が、付近の同航船が気になり、GPSプロッターで船位の確認を行っていなかったことから、暗岩に向けて航行していることに気付かず、暗岩に乗り揚げたものと考えられる。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、本船が、富浦湾を北北西進中、操船者が、GPSプロッターで船位の確認を行っていなかったため、暗岩に向けて航行していることに気付かず、暗岩に乗り揚げたことにより発生したものと考えられる。</p>
<p>参考</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・浅所付近の水域を航行する際は、GPSプロッターやレーダーに危険区域を設定し、浅所に接近していないかどうかをGPSプロッター等で確認すること。